



お知らせ版

■発行・編集 佐渡市役所 企画情報課広報広聴係 佐渡市千種232番地 TEL 0259(63)3111・FAX 0259(63)3300

国民健康保険係からのお知らせ

○老人医療費助成事業(県老)のご案内

市では、65歳から69歳のひとり暮らし老人、寝たきり老人の人を対象に老人医療費助成事業(県老)を行っています。

助成を受けるには、対象者からの申請が必要です。また、既に助成を受けている人も受給資格があるか確認するため更新の手続きが必要となりますので、該当すると思われる人は申請をしてください。
対象者

- ・ 65歳から69歳までのひとり暮らし(ひとり暮らし老人) または寝たきりの人(寝たきり老人)
 - ・ 老人保健、県障、生活保護の適用を受けていない人
 - ・ 前年の所得金額の合計が125万円以下の人
- ※ただし、社会保険などの被扶養者になっている人、仕送りを受けている人、市内に実子が居住している人(ひとり暮らし老人の場合)は対象外となります。

助成の範囲
医療機関で支払う一部負担金は、かかった費用の1割と

なります。また、入院等で1か月の自己負担金が高額になり、一定の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が後から払い戻されます。
手続きに必要なもの

- ・ 健康保険証
- ・ 印鑑
- ・ 県老受給者証(現在受給している人のみ)
- ・ 申請書および現況調査票(市役所に用意してあります)
- ・ 申請手続き・お問い合わせは、市役所本庁または各支所の県老担当係へお願いします。

○70歳以上の被保険者および老人医療受給者の一定以上所得者の判定基準の変更について

国民健康保険加入者で70歳以上の人および老人医療受給者の人は、医療機関で支払う一部負担金は通常1割、所得が政令で定める額以上の人は一定以上所得者となり2割となつていますが、今年度から市民税の配偶者特別控除が縮小されたことに伴い、一定以上所得者の判定基準が8月から次のように変更になります。

一定以上所得者の判定

前年所得額 124万円以上 → 145万円以上

申請により1割負担となる人の基準収入額

前年収入額

高齢者複数世帯 637万円未満 → 621万円未満
 高齢者単身世帯 450万円未満 → 484万円未満

市では8月以降の負担区分を判定して、その結果負担区分が変更になる人には7月末日までに新しい負担区分を標記した受給者証を交付します。なお、老人医療受給者で負担区分が変わらない人は、現在の受給者証を引き続き使用することとなります。

お問い合わせは市役所本庁または各支所の国民健康保険担当係へお願いします。
お問い合わせ先
市役所 市民課
国民健康保険係
☎63-5112(内線240)

クリーンアップ8・10

8月10日(水)は全島美化デーです。美しい佐渡を守るために山や川、海にゴミを絶対に捨てないで、ゴミは持ち帰るよう心がけてください。皆さんのご協力をお願いします。
清掃期間
8月3日(水)～12日(金)の10日間(ボランティア保険対象)

申し込み

金井地区は市役所観光商工課、その他の地区は各支所地域振興課でゴミ袋を用意しますので、清掃活動にご協力いただける団体等は、8月2日(火)までに申し込みのうえゴミ袋をお受け取りください。
ゴミ処理
ゴミは5分別(燃えるゴミ、燃えないゴミ、空き缶、空きビン、ペットボトル)していただき、直接クリーンセンター(受付は午後4時まで)へ(受付は午後4時まで)。

お問い合わせ先

市役所 観光商工課
各支所地域振興課
佐渡を美しくする会事務局
(佐渡市整備振興会内)
☎61-1230